

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則	
平成13年 4 月 1 日 01-制度-00028	平成13年 4 月 1 日 01-制度-00028	
沿革 平成13年 7 月12日 一部改正	沿革 平成13年 7 月12日 一部改正	
平成13年 9 月21日 一部改正	平成13年 9 月21日 一部改正	
平成14年 2 月20日 一部改正	平成14年 2 月20日 一部改正	
平成14年 4 月17日 一部改正	平成14年 4 月17日 一部改正	
平成14年 9 月17日 一部改正	平成14年 9 月17日 一部改正	
平成15年 3 月12日 一部改正	平成15年 3 月12日 一部改正	
平成15年 9 月12日 一部改正	平成15年 9 月12日 一部改正	
平成16年 4 月 1 日 一部改正	平成16年 4 月 1 日 一部改正	
平成16年 9 月28日 一部改正	平成16年 9 月28日 一部改正	
平成16年10月18日 一部改正	平成16年10月18日 一部改正	
平成17年 3 月29日 一部改正	平成17年 3 月29日 一部改正	
平成17年 9 月16日 一部改正	平成17年 9 月16日 一部改正	
平成18年 9 月21日 一部改正	平成18年 9 月21日 一部改正	
平成18年11月29日 一部改正	平成18年11月29日 一部改正	
平成18年12月27日 一部改正	平成18年12月27日 一部改正	
平成19年 3 月14日 一部改正	平成19年 3 月14日 一部改正	
平成19年 9 月21日 一部改正	平成19年 9 月21日 一部改正	
平成20年 3 月21日 一部改正	平成20年 3 月21日 一部改正	
<u>平成21年 9 月29日 一部改正</u>		
貿易一般保険約款（以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技提包括特約書」という。）の締結及び内容の変更、技提包括特約書に基づき保険契約が締結される技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。	貿易一般保険約款（以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項のうち、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技提包括特約書」という。）の締結及び内容の変更、技提包括特約書に基づき保険契約が締結される技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）に係る事項については、次に定めるところによるものとする。	

第1条～第14条 略

（入金の通知）

第15条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第10-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

第16条～第31条 （略）

附 則

この改正は、平成21年10月1日から実施する。

別表1 （略）

別紙2 （略）

別表3 （略）

第1条～第14条 略

（入金の通知）

第15条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に、別紙様式第10-1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第10-2による貿易一般保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、危険発生通知書又は損失発生通知書提出以前の入金についても当該通知提出時に前項の規定に準じて入金通知書を本店に提出するものとする。

第16条～第31条 （略）

別表1 （略）

別紙2 （略）

別表3 （略）

別紙様式第5 - 1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 住所 氏名 印

代表質権者・譲渡担保権者 住所 氏名 印

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)手続細則第10条第1項に基づき、下記のとおり通知します。

記

保 険 証 券 番 号	
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
質権・譲渡担保権の別	質権・譲渡担保権
質権等の目的	保険の目的・保険金請求権
質権等設定の内容	別添資料のとおり。
質権等・譲渡担保権者による保険金請求	請求する・請求しない
備 考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。
 は、申請書提出時点に「請求する」か「しない」かが決定していない場合は、右の項目を取消線で消して下さい。

承 諾 証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

申請のとおり承諾します。
次の条件を付して承諾します。
承諾しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第5 - 1

貿易一般保険質権等設定承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者) 住所 氏名 印

代表質権者・譲渡担保権者 住所 氏名 印

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)手続細則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

保 険 証 券 番 号	
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
質権・譲渡担保権の別	質権・譲渡担保権
質権等の目的	保険の目的・保険金請求権
質権等設定の内容	別添資料のとおり。
備 考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。

承 諾 証

年 月 日

上記の貿易一般保険質権等設定承諾申請は、

申請のとおり承諾します。
次の条件を付して承諾します。
承諾しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第12

貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間（見込）
3. エビデンスの確保状況
（別添として、エビデンス等を添付して下さい。）
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保 険 証 券 番 号		
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
被 保 険 者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
契 約 の 相 手 方	(ハイヤ-コード:)	提供先国 (国コード:)
支 払 人	(ハイヤ-コード:)	支払国 (国コード:)
保 証 人	(ハイヤ-コード:)	保証国 (国コード:)
決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
保 険 事 故 該 当 金 額		
損失発生（危険発生）通知日	年 月 日	
備 考	(連絡先)	

別紙様式第12

貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申請者

住所

氏名

印

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間（見込）
3. エビデンスの確保状況
（別添として、エビデンス等を添付して下さい。）
4. 損失防止軽減義務の履行状況

保 険 証 券 番 号		
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
被 保 険 者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
契 約 の 相 手 方	(ハイヤ-コード:)	提供先国 (国コード:)
支 払 人	(ハイヤ-コード:)	支払国 (国コード:)
保 証 人	(ハイヤ-コード:)	保証国 (国コード:)
決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
保 険 事 故 該 当 金 額		
損失発生（危険発生）通知日	年 月 日	
備 考	(連絡先)	

承認証

年 月 日

上記の貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請は、

申請のとおり承認します。
次の条件を付して承認します。
承認しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険